

## 第4章 保存管理計画

### 第1節 計画策定の基本方針

(1) 基本方針を検討するに当たっては、作成し添付した1/500と1/1000の実測図を基にし、現地調査と絵図類とを比較しながら検討を進めた。その結果、城跡の保存状態は予想外に良好であることが再認識された。この域は当時最新の武田氏の築城技術により造られたものであり、城郭史上重要な位置をもつものである。特にその築城上の特色は別名を扇城とも呼ばれるように、大井川を後備えとし、本郭を要として前面に二重の深い空堀を設け、三方向の馬出しを配している点にある。また、東海道を意識して造られている、徳川時代に増築された大手曲輪の空堀は埋没しているが、東海道を直下に見下ろす位置に張り出した築城配置は、交通と城との関係がこの城の大きい特色であることを示している。

これらの特色を考慮するとき、スケールの大きな扇形の城郭と大手曲輪と東海道さらには景観までを含めて一体的に保全することが、この城の文化財としての価値を一層高めることになる。

(2) この保存管理計画の策定にあたっては、地域住民の生産の場としての活動と日常生活上生じる現状変更等住民の生活権と、文化財の保護・保存のための規制との調和が重要である。特に指定区分とその性格、現状変更等の規制の内容を明確にすることが肝要である。施策の実施にあたっては地域住民の意向を十分に反映させることが大切であって、地域住民に犠牲を強いるものであってはならない。

### 第2節 保存管理の区分と範囲（付図Ⅲ表）

(1) 史跡の性格と現状を考慮し、A、A'、B、Cの4地区に区分する。具体的範囲については別添の保存管理区分図を参照されたい。

(2) この保存管理計画は長期的視野にたつて策定するものであるが、今後の調査研究や地域の社会環境の変化によって、保存のための管理基準の修正を加えることができる。

### 第3節 指定区分保存管理基準（第5表）

(1) 土地の現状の変更、保存や景観に及ぼす行為をする時には文化財保護法の規定により現状変更申請が必要である（A、A'）。ただし現状での土地利用は認める。

(2) その周囲の地域についても景観保全を求める。なおB、C地区については、遺構の確認を行い必要に応じて発掘調査をする。

### 第4節 追加指定と公有化

#### (1) 追加指定

前述の観点から保全の範囲を検討するとき、大手曲輪とその前面の東海道の一部はすぐにでも追加指定すべき範囲（A'）である。また、県道西側は武家屋敷跡との伝承もあるため、将来的には追加指定すべき範囲として、むしろ整備にも積極的に位置づける必要がある（B）。

#### (2) 公有化

A地区およびA'地区については、重要部分から順次公有化し、その保全を計る。またB地区については、整備上またはその保全のための緊急性がある場合は公有化する。